

後記

『筑波数学教育研究』第 20 号をお届けします。本号の発行にご協力をいただいた皆様に衷心より御礼申し上げます。

平成 14 年度より小・中学校が、平成 15 年度より学年進行で高等学校が、それぞれ新学習指導要領に基づく教育を全面实施する。現在は全面实施に向けての移行措置最終段階にある。

新学習指導要領の作成に向けての改訂作業の過程から学力低下の懸念は各方面から指摘されていたことであるが、昨年から、文部省の動きが転換されようとしている。その象徴的な例は学習指導要領の位置づけにかかる見解である。

昭和 30 年代には同 20 年代の基準のあり方「試案」とのかかわりで「最低」基準と位置づけられた時期があるが、同 40 年代の改訂以降平成元年改訂まで、学習指導要領で示された内容は「標準」として位置づけられてきた。ところが、新学習指導要領の作成段階では、指導内容の厳選と授業時間数の縮減もあって、学習指導要領で示された内容は「上限」とであると喧伝され、平成 14 年度から使用される教科書はこの考えに基づいて検定されている。

ところが、学力低下の懸念が各方面で話題になる中で、昨年 10 月大島文部大臣(当時)はわざわざメッセージ「よりよい教育を目指して」を發し、新学習指導要領は「学力の実質化」を目指しているとし、「習得した知識に基づき自ら考え、問題を解決する能力の育成」、すなわち「学習する意欲の醸成を視野に入れながら、基礎・基本は確実に習得した上で、それを様々な場面で実際に活かしていく力の育成」を目指しており、従来の「平均値に合わせた一律一斉指導からの転換」を迫っている。その具現化の原則とも言えることをまとめた中で、「学習指導要領で示された内容は『最低基準』であること」および「理解の速い子への適切な対応が必要であること」を明言した。後者の理解の速い子への対応については「これまでもそうした建前ではあったが、現実には、全員一律の対応になっていた。このため、今回は、この趣旨を現場に徹底する。」としている。これは、学習指導要領の総則第 2 の 1 の次の規定に依拠しており、この記述はほぼ同趣旨で昭和 30 年代の改訂より義務教育段階では総則に明示されているも

のである。

「学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが、その場合には(中略)目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童(生徒)の負担過重になったりすることのないようにしなければならない。」

今日の学力低下への懸念については大きく二つの視点がある。一つは、いわゆる「ゆとりと充実」をスローガンとしてスタートした昭和 50 年代から始まる指導内容の精選が今日の大学生の学力低下をもたらせており、その見直しを迫るものである。このことについては、後で有馬元文部大臣が「お門違い」と批判しているものである。つまり、その主たる原因は指導内容の精選によるものではなくて、少子化の急進に伴い、大学生人口の同一年齢の人口に占める割合が相対的に大きくなったことによるものである。昨年末までの週刊誌、月刊誌、新聞報道等によるキャンペーンは専らこの視点からのものであり、文部省は主としてこのことに反論してきた。

しかし、ここで、学力低下の問題がこの視点の議論に矮小化されてしまい、もっと切実な問題、すなわち新しい基準による教育がもたらすであろうもっと大幅な学力低下や学力の二極分化の問題から目をそらされているということである。まさに、第二のもっと切実な問題は、新しい基準による教育がもたらすであろう学力低下の問題である。

朝日新聞夕刊(平成 13 年 1 月 10 日)に「大学揺るがす『2006 年問題』 - 新指導要領に懸念の声続出 - 」との見出しが現われた。この『2006 年問題』とは新しい基準による教育を受けた高校生が初めて大学を受験する平成 18(2006)年度入試であることから命名されたものである。数学教育学研究に携わる者がこうした事態にどのようにかわるべきなのか、今後の我が国の学校数学の進展を図るため数学教育学研究に求められていることは何か、などについて真剣に問うべき時期を迎えているように思われる。

別掲の投稿規定を参照の上、本誌第 21 号への研究論文や調査報告などの投稿を歓迎します。
(清水 静海)

